

。労働金庫法施行規則第十二条の五第四項の規定に基づき労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件

改正案	現行
1 労働金庫及び労働金庫連合会（以下「金庫」という。）の必要な調整を加えた自己資本の額（以下「調整自己資本額」という。）は、基本的項目の額（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年^{金融庁}厚生労働省告示第七号。以下「自己資本比率告示」という。）第四条に定める基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第五条に定める補完的項目の額をいう。）の合計額とする。 2 労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十三条第二項の場合において、同項に規定する子会社等（以下「子会社等」という。）に金庫の関連会社（労働金庫法施行規則第九十九条に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）が含まれる場合の調整自己資本額は、前項にかかわらず当該関連会社を除いて算出した基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額に当該関連会社の自己資本比率告示第十三条に定める基本的項目の額に相当する額及び自己資本比率告示第十四条に定める補完的項目の額に相当する額の合計額を加えたものとする。 3 （略）	1 労働金庫及び労働金庫連合会（以下「金庫」という。）の必要な調整を加えた自己資本の額（以下「調整自己資本額」という。）は、基本的項目の額（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成九年七月^{大蔵省}労働省告示第一号。以下「自己資本比率告示」という。）第三条に定める基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第四条に定める補完的項目の額をいう。）の合計額とする。 2 労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十三条第二項の場合において、同項に規定する子会社等（以下「子会社等」という。）に金庫の関連会社（労働金庫法施行規則第九十九条に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）が含まれる場合の調整自己資本額は、前項にかかわらず当該関連会社を除いて算出した基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額に当該関連会社の自己資本比率告示第十条に定める基本的項目の額に相当する額及び自己資本比率告示第十一条に定める補完的項目の額に相当する額の合計額を加えたものとする。 3 （略）